

東京都医療人材登録データベースを活用した医療人材確保事業協力金交付要綱

制定 3福保感事第5068号

令和4年2月18日

(目的)

第1 「東京都医療人材登録データベース（以下「データベース」という。）」を活用して、東京都（以下「都」という。）が要請した施設における医師や看護師等の従事に協力した医療機関及び医師・看護師等養成施設（以下「医療機関等」という。）に対して協力金を支払うことにより、本データベースへの登録の促進と、新型コロナウイルス感染症感染拡大時にデータベースを活用した効率的な医療人材の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 本要綱において、都が要請した施設とは、以下に掲げる施設をいう。

- (1) 宿泊療養施設
- (2) TOKYO入院待機ステーション
- (3) 酸素・医療提供ステーション
- (4) 自宅療養者フォローアップセンター
- (5) 東京都発熱相談センター
- (6) 上記(1)から(5)のほか、都が要請した施設

(事業内容)

第3 本要綱に基づき、都は、対象医療機関等に協力金を支払う。

(実施主体)

第4 本事業は、都が実施する。

(対象医療機関等)

第5 協力金の交付対象は、以下に掲げる要件を満たす医療機関等とする。

- (1) データベースを活用して第2に定める施設において従事に協力した医師や看護師等が、当該医療機関等に所属していること。
- (2) 上記(1)の職員が、第2に定める施設で一定期間従事していること。

(協力金の交付)

第6 交付額の算定方法及び交付に係る手続等は、予算の範囲内で別に定める。

(その他)

第7 本事業の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月18日から施行し、令和3年12月15日から適用する。